

令和7年第1回 飯塚市議会会議録第6号

令和7年3月19日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第28日 3月19日（水曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第 1 号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）
- （2）議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例
- （3）議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
- （4）議案第19号 飯塚市不当要求行為等対策条例
- （5）議案第20号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- （6）議案第22号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- （7）議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- （8）議案第24号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- （9）議案第36号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- （10）議案第38号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）
- （11）議案第39号 財産の取得（ノートパソコン一式）
- （12）議案第42号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- （13）議案第44号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））
- （14）議案第69号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- （15）請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第 5 号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- （2）議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- （3）議案第26号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例
- （4）議案第27号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- （5）議案第28号 飯塚市こども審議会条例
- （6）議案第29号 こども・若者プラザいいづか条例
- （7）議案第31号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第 4 号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- （2）議案第 6 号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

- (3) 議案第30号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
- (5) 議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
- (6) 請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願
- (7) 請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第2号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第7号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- (3) 議案第8号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- (4) 議案第9号 令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- (5) 議案第10号 令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (6) 議案第11号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- (7) 議案第12号 令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
- (8) 議案第13号 令和7年度 飯塚市水道事業会計予算
- (9) 議案第14号 令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
- (10) 議案第15号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計予算
- (11) 議案第16号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計予算
- (12) 議案第25号 飯塚市宿泊税交付金基金条例
- (13) 議案第33号 飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- (14) 議案第34号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例
- (15) 議案第35号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (16) 議案第37号 契約の締結（相田公営住宅1棟目建設工事）
- (17) 議案第40号 土地の処分（栗尾工業団地北側）
- (18) 議案第41号 土地の処分（平恒地区工場適地）
- (19) 議案第43号 市道路線の認定
- (20) 議案第45号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号））

第2 令和7年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第3号 令和7年度 飯塚市一般会計予算

第3 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願
- 2 請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願

第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第46号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第47号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
- 3 議案第48号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 4 議案第49号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 5 議案第50号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 6 議案第51号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 7 議案第52号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 8 議案第53号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 9 議案第54号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 10 議案第55号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること

- 11 議案第 5 6 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 12 議案第 5 7 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 13 議案第 5 8 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 14 議案第 5 9 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 15 議案第 6 0 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 16 議案第 6 1 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 17 議案第 6 2 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 18 議案第 6 3 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 19 議案第 6 4 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 20 議案第 6 5 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 21 議案第 6 6 号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
- 22 議案第 6 7 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 23 議案第 6 8 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 24 議案第 7 0 号 副市長の選任につき議会の同意を求めること

第 5 議会選出各種委員の選出

第 6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第 2 号 飯塚市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議員提出議案第 3 号 公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第 4 号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第 5 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第 6 号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書の提出

第 7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 1 号 専決処分報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第 8 署名議員の指名

第 9 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託してありました「議案第 1 号」、「議案第 2 号」、「議案第 4 号」から「議案第 4 5 号」までの 4 2 件、「議案第 6 9 号」、「議員提出議案第 1 号」、「請願第 9 号」、「請願第 1 1 号」及び「請願第 1 2 号」、以上 4 9 件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。1 7 番 吉松信之議員。

○1 7 番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けました議案 1 4 件及び請願 1 件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第 1 号 令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 9 号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、農業土木費、農業施設防災減災事業費について、補正額が約 7 4 5 5 万円と高額だが、どのように計画が変更になったのかということについては、当該事業

費のうち、防災重点ため池地震・豪雨耐性評価委託料は令和7年度に8か所実施予定のうち、5か所を前倒しで、防災重点ため池劣化状況評価委託料は令和7年度に38か所実施予定のうち、25か所を前倒しで実施するよう、それぞれ計画を変更しているという答弁であります。

次に、学校整備費、棕本小学校大規模改造事業費について、トイレを洋式化する事業ということだが、学校内の全てのトイレを洋式にするのかということについては、校舎棟のトイレは全て洋式化する計画であるが、今回の計画では、体育館のトイレ洋式化は対象としていないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」及び「議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 飯塚市不当要求行為等対策条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、提案の条例には、反社会的勢力等への対応のために警察OB等を常駐する等の内容は盛り込まれているのかということについては、当該条例には盛り込まれていないが、現在、警察OBを市職員として任用しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第22号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第24号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）」及び「議案第39号 財産の取得（ノートパソコン一式）」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、職員用のパソコンは5年を目安に入替えを実施しているということだが、具体的にはどのように実施しているのかということについては、個人情報を取り扱う基幹系パソコンは、5年ごとに行われる基幹系業務システムのリプレースに合わせ、入替えを行っている。また、主にメールやスケジュール管理等に使用する個人情報を取り扱わない内部情報系のパソコンは毎年100台から200台程度を五月雨式に随時入替えを行っているという答弁であります。

次に、入替えに伴い廃棄するパソコンに存在する機密情報の処理はどのように行っているのかということについては、パソコンの廃棄は別途委託しており、国の基準に基づいてハードディスクの物理破壊やデータ消去等を行い、情報漏えい対策をしているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、執行部から議案書に基づき、補足説

明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第69号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、財政見通しを15年間分としたのはどのような理由かということについては、請願者は、新たなごみ処理施設が稼働する令和12年度から稼働後の10年間でどのような状況になるのかを知りたいということで、令和8年度から15年間と設定していると聞いているという答弁であります。

次に、請願理由の中に「議会として市の財政状況が許す範囲かどうか判断いただき」とあるが、どのような意味かということについては、非常にアバウトな表現だが、15年間の財政見通しを見た上で、現在の市民サービスを低下させることなく、15年間、本市が継続できるかどうかを判断していただきたいという意味であるという答弁であります。

次に、請願者は、現在公表されている財政見通しの内容や、新たなごみ処理施設を嘉麻市と桂川町と共同で造ることにより、ランニングコストが軽減できることは把握しているのかということについては、どちらも把握している。把握した上で、本市が負担する数百億円規模のイニシャルコストの約72%とランニングコスト、さらに嘉徳劇場等ほかの施設の事業費や起債の償還等を含めたところで、財政見通しの提出を求めているという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、現在公表している財政見通しにおいて、一般廃棄物処理施設建設事業に関する負担金はどのような形で反映されているのかということについては、普通建設事業費の特別事業分の中に、事業費の負担割合を約72%として令和7年度から11年度までの工事費用を算出し、組み込んでいるという答弁であります。

次に、事業費の負担割合を約72%としているということだが、現状ではこの負担割合の確定要素は少なく、追加工事等が増えることも踏まえると、執行部として、15年間分の財政見通しを出すことが可能なのかということについては、新たなごみ処理施設に関する不確定要素を踏まえた費用や負担割合について、本市は判断する立場ではないため、答えられないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、15年間という長い期間の財政見通しは根拠のない数字となり、その数字を基に議会が精査し住民説明会を行うようなことは議会として責任が持てないため、本件に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ただいまの委員長報告の「請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願」について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、この請願につきまして、私は紹介議員となっておりますので、請願者の希望として、本市が継続して今の市民サービスを維持できるのかということで、15年間の財政見通しを執行部

に提案させ、本市議会でその内容を精査し、市民に報告していただけないかという素朴な請願で
ございます。

請願者は、昨年暮れに、飯塚市、嘉麻市、桂川町の共同で建設予定の新たなごみ焼却施設のパンフレットを見た。内容は将来816億円が必要であるという数字を見まして、大型プロジェクトでこのような処理施設を造って、飯塚市は財政的に大丈夫なのかという疑念を持ったそうです。

飯塚市は過去に合併しまして、もう少しで20年になりますよね。その間、合併特例債が500億円強、ハード事業としまして、小中一貫校の建設、中心市街地の活性化事業、近年におきましては、消防署の建設、筑豊ハイツの新たな建設、市場の建設、新体育館の建設、かなり箱物事業に投資をしてきました。この償還が今から始まっていきます。

近年出ました財政見通しは6年分ですが、財政見通しを見ても、令和12年以降、財政調整基金が枯渇し、本当に飯塚市が毎年30億円強の財源不足に陥ると。その上、将来において、今、計画されております嘉徳劇場の改修資金に36億円が計上されています。また、昔で言う、同和事業でありました人件啓発センターが4、5年先には12億円の投資で建て替える計画。もろもろ、まだまだ箱物事業の計画が表明されております。これを、実際に執行部も考えながら、時間をかけて計画をしていくと思うのですが、これだけの箱物事業を続けながら、今の市民生活を維持できるのかという素朴な疑念を持っておられます。

そこで、現在、我々議員が、15年とはいえ、令和8年から15年間の財政見通しですから、あくまでもめどにはなりますが、飯塚市が15年間は大丈夫だよというような、市民が安心して暮らせるような状況にあるかどうかを飯塚市議会で精査してくれというお願いでありますので、正確性はどうか分かりませんが、年々見直せば済むことだと思っております。

ですから、見通しを出していただいて、その見通しを見ながら、チェック機関である我々飯塚市議会が、しっかり市民に安心安全な生活が営めるという保障をする義務があると思います。市議会に責任をかぶせられるというような意見も出ておりましたが、それだけの責任を持って、本市財政に対しては真剣に取り組むべきだと思います。数は少ないということで、委員会では否決されましたが、取りあえず15年間の財政見通しを提出させ、我々で1回、精査しましょうということであります。

ぜひ、賛同議員の理解を得まして、財政見通しが出ますよう、ご協力願いたいと思ひまして賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいま総務委員長報告のうち、「議案第1号」、「議案第17号」、「議案第18号」及び「議案第23号」に反対、「請願第11号」に賛成の立場で討論を行います。

「令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」は、歳入に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、学校施設環境改善交付金の国庫支出金、農村地域防災減災事業費補助金の県支出金がありますが、歳出において、宿泊税交付金基金積立金があるために同意できません。この基金は、まだ設立していない観光地域まちづくり法人DMOの財源としてのみ活用するものであります。このようなやり方は、飯塚市役所に不透明感を新たに広げかねません。

飯塚市公告式条例の一部改正は、市のウェブサイトを充実して活用することについては同意できますが、書面の掲示は従来方法を併せて維持しても、住民に不都合はなく、現行の市役所本庁、4支所、4出張所から、市役所本庁のみとすることは認められないのであります。

飯塚市事務分掌条例の一部改正は、新設は、総務部に企画政策室、行政経営部に行政管理課、経済部に企業誘致推進課、産学振興課、福祉部に福祉政策課、教育部に教育施設課を設置すると

ともに、穂波・筑穂・庄内・穎田の4つの支所に支所長を配置するものです。廃止及び再編は秘書課、総合政策課、業務改善・DX推進課、経済政策推進室、感染症対策室、学校給食課です。ここには、福祉の増進を図る推進体制を整える視点は見えてきません。市民協働部人権・同和政策課に新たに配置する人権啓発センター整備担当は、武井市長と部落解放同盟山根委員長の確認書による事業費おおむね12億円の不要な施設を新設して、現行の3センターを廃止するためのものです。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部改正は、扶養手当の支給額の改定において配偶者6500円を令和7年度から3千円へ減額、令和8年度に廃止するものであります。これは期末手当にも反映します。市職員の不利益は、現時点で121人、総額で508万2千円の減額。期末手当への反映で、97万4050円の減額。合わせて605万6050円の減額であります。不利益を被る市職員は国家公務員の給与の改定に伴うものという以上の合理的な説明はないままです。

最後に、賛成する「請願第11号」についてであります。新たなごみ処理施設の建設が市の財政状況が許す範囲かどうか、市議会が市長に、令和8年度以降、15年間の財政見通しを市に提出させて判断し、その結果を住民に説明するよう求めるものであります。

飯塚市財政については、連続赤字との誤解が広がっていますが、事実は、連続黒字であります。財政調整に活用できる基金は、おおむね250億円と過去最大規模となっています。無駄遣いのお金は1円ありませんが、住民の福祉増進のための財源は確保できます。この視点で考えますと、ふくおか県央環境広域施設組合による新しいごみ処理施設整備計画は、現在、明らかになっているだけでも総事業費816億円にもなるものであります。ごみ減量努力、市民に対する説明責任は、施設組合並びに施設組合議会だけにあるわけではなく、構成自治体である飯塚市議会として真剣な審査に基づく正しい説明が必要であります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

私は、「請願第11号」について、反対の立場で討論いたします。反対する理由として、次の2点です。

まず、1点目として、既に昨年7月に執行部より飯塚市普通会計財政見通しが提出されており、将来の財政予測をする上で参考するに当たり、一定程度、事足りているという点です。

その財政見通しの表紙にあります対象年度の説明文には、次のように書かれております。「一定の事業量および概算事業費を見込むことができる『令和6年度から8年度』の3年間の財政見通しの対象年度とした。なお、事業量および事業費を見込むことが困難な『令和9年度から11年度』の3年間は参考値として表示している」という記述があります。

要約すれば、直近3か年程度はどうか推計可能であり、信頼性もあるが、その先に関しては、推計困難であり、信頼性も乏しく、参考程度の数字にしかならないということだと解釈します。請願には「令和8年度以降、15年間の財政見通しを市に提出させ」との記載がありますが、そのような長期間の財政見通しにどれくらい信頼度があるのか。また、それにより、どのくらいの信憑性のある財政検証が可能なのか、大変疑問であります。

そして、2点目ですが、根拠が不透明で信頼度の低いと考えられる長期間の財政見通しが、市民へ及ぼす影響です。

現在、提出されている財政見通しの中で、令和5年度から11年度にかけた基金の推移表及び収支状況の図が示されております。それが意味することは、今のままの行政運営では、令和11年度末の基金残高予測が18億1千万円と枯渇し、その翌年である令和12年度には基金繰入金不足してしまうため、予算編成はおろか、財政赤字に陥ることを意味しております。

今、まずもって取り組むべきは、このことを行政と我々議員が強く認識し、危機感を持って、そうならないための対策を取っていくことだと考えます。既に、執行部が財政目標として掲げております令和8年度末の基金残高60億円以上、対象年度内の地方債借入額を累計170億円以内、まずはこの達成に向けて取り組むことが先決です。

請願に記載のとおり、令和8年度から15年間の財政見通しとなれば、令和22年度までの財政見通しとなりますので、令和12年度以降は累積する赤字額を記載することとなります。それを見た市民は混乱しないでしょうか。本市へ移住を検討している将来の市民は、どう感じるのでしょうか。若い世代に絶望感を与えはしないでしょうか。私は、不用意に市民の不安をあおってはならないと考えます。まずは、今の財政見通しを覆す、よい意味で裏切ることに全力を上げるべきだと考えます。討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第19号 飯塚市不当要求行為等対策条例」、「議案第20号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第22号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第24号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第36号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第38号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）」、「議案第39号 財産の取得（ノートパソコン一式）」及び「議案第42号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は、いずれも原案可決されました。

「議案第44号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「議案第69号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第11号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、不採択とすることに決定いたしました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福祉文教委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第5号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、介護保険給付費等準備基金積立金をどのように計画しているのかということについては、第9期飯塚市介護保険事業計画の計画期間である令和6年度から8年度までに約7億円を取り崩すように計画しており、令和7年度は約2億3500万円を取り崩す計画であるという答弁であります。

次に、令和6年度は当該基金を取り崩す計画だったが、実際には、取り崩しておらず、積み立てる結果となっているが、介護保険料を見直すことはできないのかということについては、介護保険法では、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならないと規定されており、見直しは行わない。次期計画で積立額を介護保険料に反映することができないか検討するという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、積立金が取崩し目標を大幅にオーバーしているにもかかわらず、高すぎる介護保険料を見直そうともせず、市民に押しつけ、必要なサービスをきちんと受けることができているか疑問に感じる事例も生じており、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第31号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」、以上2件については、一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新たな附属機関として飯塚市初期救急医療運営審議会が設置されるとのことだが、どのような委員で構成されるのかということについては、現在の急患センター運営協議会と同じ委員で構成され、飯塚医師会や関係機関の代表者、嘉麻市・桂川町の主管課長及び飯塚市職員の合計12名以内で構成するという答弁であります。

次に、令和6年4月から小児科の休日・夜間診療を行っている飯塚市立病院は今の体制で必要なサービスを提供できているのかということについては、年末年始の繁忙期には医師を2人配置し、2診体制にするなど、利用者のニーズを満たす対応ができていると認識しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、医師の働き方改革に関わるものであることを考慮し、賛成であるという意見が出され、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２６号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市民交流プラザがあいタウンからコミュニティセンターに移転するのはどのような理由なのかということについては、現在、４３団体が市民交流プラザを利用しており、利活用の促進、機能強化等を検討する中で、今回のコミュニティセンターの改修に合わせて移転することで、より多くの市民活動団体、ボランティア団体、男女共同参画団体、文化団体等との情報共有や連携強化を図ることができると考えたため移転を決定したという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２７号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正により、どのような効果があるのかということについては、これまでは、管理栄養士養成施設卒業者は管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要があったが、今回の改正に伴い、管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士免許がなくても、管理栄養士国家試験が受験できるようになり、受験者の負担軽減につながるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２８号 飯塚市こども審議会条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、こども審議会は、青少年問題協議会、子ども・子育て会議、公立保育所・こども園あり方検討委員会、私立保育所運営法人選定委員会の４つの審議会を統合するとのことだが、どのような委員で構成するのかということについては、現在の子ども・子育て会議の委員を中心に、青少年関係等の分野からも委員を選任したいと考えているという答弁であります。

次に、現在の４つの審議会では４１人いた委員が、こども審議会に統合されたことにより委員が２０人以内になるとのことだが、委員が減ることにより、審議に支障が出るのではないかということについては、これまでの審議会では委員である中小企業診断士や税理士等は、今回のこども審議会の委員ではないが、専門的な知識や知見が必要な際に設置される専門委員会の専門委員として選任することを想定しており、個別に検討を行う柔軟な対応ができるため、審議には支障がないものと考えているという答弁であります。

次に、専門委員会とはどのような場合に設置されるのかということについては、公立保育所の統廃合の審議や、新しく市内に私立保育所を開設する事業所の審議を行う場合を想定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、こども審議会に権限や職務が集中すること、市長の思うところにより、自由自在に専門委員会が構成できること、以上のことから非常に恣意性の強い審議が行われる危険があり、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前１０時４１分 休憩

午前１０時４１分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。２４番 金子加代議員。

○２４番（金子加代）

次に、「議案第２９号 こども・若者プラザいいづか条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市民交流プラザの跡施設に設置される「こども・若者プラザいいづか」では、どのような事業を行うのかということについては、旧東町交番にある飯塚市少年相談センターの機能を移転し、当該センターの職員が管理運営を行う。また、本庁１階のこども家庭センターに常駐しているヤングケアラー支援員の機能等も移転する。現在、市民交流プラザに入居している県の支援機関である福岡県若者就職支援センターの就業支援関係の事業等との連携や、交流スペースを活用した若者の居場所づくり等の事業を行いたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。（ 発言する者あり ）

○議長（江口 徹）

「議案第３１号」については、「議案第２１号」と一緒に報告をしております。

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第５号」並びに「議案第２８号」に反対、「議案第２６号」並びに「議案第２９号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案についてです。介護保険特別会計についてであります。現在、介護保険料１号を納付している高齢の皆さんの暮らしの実態は、物価高騰や医療費の負担増などにより、生活が深刻な事態に陥っています。こういう状況の中にあって、必要な方が必要なサービスを受けられるよう、介護保険事業を守り抜く、高齢者の負担を可能な限り軽減するというのが今までにも増して求められています。

介護給付費等準備基金の計画値に対する現在高は、２０２４年度末、今月末ということになりますけれども、その残高は約１０億８千万円であり、過去最大規模であります。これを活用して、介護保険料を引き下げる提案に武井市長は応じようとしないのであります。本市の高齢者の介護保険料は、自治体としては、福岡県で最も高く、広域連合を含めて全国８３位という重い負担です。高過ぎる介護保険料の下で必要なサービスをきちんと受けることができているかについて、ここに疑問の事例が生じており、改善が求められます。

飯塚市こども審議会条例案については、委員は２０人以内となっており、複数の旧条例を合わせた定数４８人以内と比較すると、権限が極度に集中するものと考えられます。市長が必要と認める事項については、市長は審議会委員のほかに、自分が任命する専門委員をもって、審議させることができます。この構図は、学校給食審議会における給食調理業者選定のやり方とほぼ同じであります。例えば、児童クラブ事業は直営で行うことを検討すべきだと私は考えますが、市役所が、現在、検討しているように、児童クラブ事業委託の民間事業者の参入を認めることになれば、その事業者選定において公正な判断を失いかねないのであります。

次は、賛成する議案についてです。イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例は、いずれも理由のあるものですが、２点について指摘をしておきます。

１点目は、市民交流プラザについてです。市民交流プラザは、これまでは毎週水曜日が休館で、つまり毎週日曜日は使えていたわけです。今回、コミュニティセンターに移転することに伴い、第３日曜日が休館ということになれば、不利益が生じる市民がいるかもしれないわけであります。その場合において、飯塚市は、経過的な措置で対応できるように工夫する必要があります。

2点目は、工事中は休館ということですが、災害時の避難所機能を持つことにもなっており、雨期に備えて対応を準備しておく必要があります。

こども・若者プラザいづか条例案は、移転する市民交流プラザの跡フロアを取りあえず埋めるという市役所の発想ではなく、町なかの重要な位置にあるため、こども・若者たちにとって、特に重要な役割を果たすことが期待されます。その点で言えば、日曜、祝日を休館とする規定については速やかに改める必要があります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第26号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「議案第27号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議案第28号 飯塚市こども審議会条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第29号 こども・若者プラザいづか条例」及び「議案第31号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けました議案4件及び議員提出議案1件並びに請願2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第4号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、国民健康保険給付費等準備基金の残高は幾らになっているのかということについては、令和6年度末の見込みは7億3042万6千円で、7年度については、取崩しを行い、また運用の積立てと利子の積立てが610万4千円あるため6億3164万1千円となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」及び「議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」、以上2件については、対案関係にあるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受けた後、提出者から提出資料等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、「議案第32号」における質疑応答の主なものとして、条文中には「規則で定める」と記載があるが、規則はいつ頃制定する予定なのかということについては、条例が可決されれば、4月中には制定したいと考えているという答弁であります。

次に、第2条に規定する周辺関係者には、居住していない地権者や不動産所有者、法人や事業者が含まれるのかということについては、周辺関係者は、居住する者と規定しているが、例えば、説明会への出席や協定の締結を行う場合は、居住の有無にかかわらず対象となるものと考えており、周辺関係者から除外するというようなことは考えていないという答弁であります。

次に、協定の締結に関して、対象が周辺関係者という定義で考えた場合、居住する住民全員と結ぶことになるのではないのかということについては、協定を結ぶ対象は、協定を結びたいと思われる方であり、全員と結ぶことを義務づけているものではないという答弁であります。

次に、協定を締結するに当たり、どのような内容の協定を結ぶことになるのかということについては、協定の内容については、事業者と住民との間で決められるものと考えているが、ひな形のようなものを提供できるようにしたいという答弁であります。

その審査の過程において、委員の中から、「議案第32号」及び「議員提出議案第1号」については、継続審査としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、賛成少数で、継続審査とすることは否決されました。

次に、委員の中から、「議案第32号」について、条文の第15条に、協定の締結に関し調整の申し出があった際には市が調整を行うことを明記した項目を追加するという修正案が提出され、採決を行った結果、修正案については、賛成少数で否決され、「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について、採決を行った結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これにより、「議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」は議決不要となりました。

次に、「請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

執行部に対する質疑応答の主なものとして、飯塚市にある3か所の人権啓発センターは、いつ建てられたものなのかということについては、立岩人権啓発センターは昭和57年3月31日、穂波人権啓発センターは昭和50年7月18日、筑穂人権啓発センターは昭和49年6月1日であるという答弁であります。

次に、筑穂人権啓発センターの建物は、今後建て替える予定があるのかということについては、

市内３か所の人権啓発センターは老朽化が進んでいることから、隣保館事業について統合して実施することで財政負担の縮減、また効率的な運用を行うこととしている。建物については、用途廃止後、行政としての利活用を検討し、活用がない場合は民間への譲渡や貸付を考えているという答弁であります。

次に、市内３か所の人権啓発センターについて、請願要旨に記載されているエレベーター及び入浴施設はあるのかということについては、どの施設においても設置されていないという答弁であります。

次に、人権啓発センターの統合について、利用者等には周知されているのかということについては、令和６年度に市内部で統合に関する整理を行い、７年度予算に係る予算を計上し具体的に統合について動き出したところであり、利用者等への説明はできていないため、３月中旬以降に地元の自治会や利用者と調整を行い、説明を丁寧に行っていくという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本件については、賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第１２号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、住民説明会を開催する主体は、議会なのか、議員なのかということについては、議員ではなく、議会で説明をしてほしいという請願であるという答弁であります。

次に、新たなごみ処理施設に関しては、個々の議員が様々な見解を持っており、議会として統一した見解がない中で住民説明会を開催して、どのようなことを市民に説明するのかということについては、新たなごみ処理施設に対して、計画の規模が正しいのか、正しくないのかを説明するのではなく、どのような過程があって、現在計画されている規模になったのかを説明してほしいとの請願であるという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本件については、賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、「議案第３２号」及び「議員提出議案第１号」についての協働環境委員長への報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

「議案第３２号」及び「議員提出議案第１号」についての委員長報告に対する質疑を終結いたします。「議案第３２号」及び「議員提出議案第１号」に対する討論を許します。討論はありますか。２４番 金子加代議員。

○２４番（金子加代）

「議案第３２号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」に反対の立場で討論いたします。

２０１１年３月１１日、今から１４年前、東日本大震災が起こり、東京電力福島第一原発の事故もあり、国はエネルギー政策を再生可能エネルギーへと方向転換いたしました。太陽光発電事業は、２０１２年の再生エネルギーの固定価格買取制度の開始とともに普及してきました。地域によっては、土砂流出、濁水の発生、景観の影響、動植物の生息、生育関係の悪化など、問題が発生いたしました。そこで、自治体が太陽光発電事業の適正な設置、地域との共生に関しての条例を制定し始めました。２０２４年に入って、その数は３０を超え現在は３００を超える自治体が太陽光発電事業について条例を制定いたしております。

本市でも２０１０年代から多くの太陽光発電事業が行われるようになり、特に白旗山周辺の太陽光発電事業については、議会でも何度も取り上げられました。２０１６年には大規模太陽光発電

設備の立地に関して決議が可決。その後、２０１９年、白旗山周辺で太陽光発電事業の届出が出され着工されました。太陽光発電事業区域に隣接する区域の住民は、工事着工時から、工事の騒音・振動、濁水の発生、イノシシ、鹿などの出没、景観の変化など生活環境の変化で不安が大きくなり、体調不良を訴える住民の方もいらっしゃいます。今も体調不良で、外に出られない方も多くいらっしゃいます。住民同士で、何度も話し合いが繰り返されました。住民同士、いつも話し合いがうまくいったわけではありません。トラブルが全くなかったとは言えません。

そんな中で、住民の方が時間をかけ、事業者と話し合いながら協定の締結ができたところもあります。協定の締結は大変時間と労力のかかるものです。２０２２年３月には、議員提出議案として飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例が提出されたものの、継続審査のまま審議未了。そして２０２３年度より協働環境委員会の中で特別付託事件として取り組まれ、今回、条例として議案が提出されました。

私は、条例が制定されることは大変よかったと思っております。しかし、今までの本市の太陽光発電事業をめぐる住民と事業者との関係の経緯を考える中で、今回の「議案第３２号」の条例案を反対する理由が２つあります。

１つは、事業者と周辺関係者の協定の締結について、義務なのかそうではないのかが明確ではない点。また、協定の締結についての市の調整が明記されていない点です。条例の第１５条で、「事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない」とありますが、ただし書で「協定を締結することが困難な場合は、この限りでない」とあり、義務なのかそうではないのか曖昧です。市の調整については何も述べられておりません。

一方、自然環境保全条例では、第１３条に協定の締結があります。ここでは、事業者は周辺住民から協定の締結を求められたとき、締結に努めなければならないとあり、市は調整の申出があった場合は、調整を行うことが努力義務となっております。

他の自治体の条例を見ると、本市の条例の大きなポイントの一つは、協定の締結です。住民の意思を形成していくことは大変な作業です。それは白旗山の太陽光発電事業をめぐることでよく分かっております。周辺住民が協定の締結を義務だとするならば、市の調整は規則ではなく、条文として明記すべきだと考えます。

反対するもう１つの点は、住民と事業者にパブリックコメントを取っていないことです。太陽光発電事業については、本市では十数年の懸案事項で、白旗山周辺の方に限らず、市民の生活環境に関わることです。市民や事業者にパブリックコメントを取って、時間をかけてつくり上げることが求められます。早急な条例成立より住民や事業者の意見をしっかりと取っていくべきだと考えます。

以上の理由により、「議案第３２号」を反対いたします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

ただいまの委員長報告のうち、「議案第３２号」に反対の立場で討論いたします。

「議案第３２号」、金子議員のほうからも説明がありましたとおり、飯塚市の太陽光発電設備の適正な設置に関する条例が提案されております。飯塚市でかなり問題になった白旗山での太陽光発電事業。非常に地域の方々は苦慮されたということで、本市でも、太陽光に特化した条例をつくるべきだということから、執行部から今回提案していただいております。

条例の制定に対しましては敬意を表したいと思えますし、本市が、今まで自然環境保全条例で担ってきた太陽光事業に特化した条例ができることには、大変うれしく思っておりますが、この条例は今年の８月１日から施行されるということになっております。ただし、時期早尚というこ

とで、もう少し議論を深めるべきだということで、どっちみち条例をつくるなら、もう少し中身を詰めた条例を再提案していただきたいという趣旨から反対させていただきます。

大きな理由としましては、先ほどの話にもありましたが、言葉の定義の中に、周辺関係者とありますよね。周辺関係者は、計画された地域に居住した、要は住んでいる人を周辺関係者と定義しております。でも委員会の中では、そこに事業所がある方、不動産を所有している方、影響を及ぼすであろういろいろな関係者という方がたくさんいるにもかかわらず、居住している、要は住んでいる方に限定しています。口頭では、そういった方々にも説明会に出ていただいて、協定を結んでいただくことは阻まない、オーケーだというようなことを説明ではされていますが、条例には何も明記されていないのです。そういったところをしっかりと条例にも明記するべきだと私は考えます。

周辺住民関係者の定義が曖昧であるという点と、この後の「議員提出議案第1号」で、議員のほうからも、この太陽光発電事業に関する条例案が出ておりますが、執行部案と議員案で対立関係にあるのです。ですから議員としては、市長提出議案であります今回の「議案第32号」に対しても、「議員提出議案第1号」に対しても、やはりもう少し時間をかけて精査するべきかと思っております。

今回、この条例を見ますと、地域を限定しています。禁止区域とか抑制区域には造ってはいけないというのを明確に出していただいております。これは確かにいいことだと考えます。ただし、事業者と周辺関係者で協定を結びなさいということになっています。これは非常に画期的なことで、紛争を防止するためにも、生活環境の保全をキープするためにも、やはり事業者と周辺関係者の協定を結ぶことは確かにいいことだと思いますが、委員会のほうで、この条例の第15条にあります協定の締結、この第2項に、協定を結ぶに当たっては、「疑義が生じた場合は、双方で協議を行い」ですから、事業者と周辺関係者の双方で協議を行い、誠意を持って、解決に努めるものとする。誠意を持って解決するけど、これは協定に疑義が生じているんです。疑義が生じた場合ということは、事業者と周辺関係者がもめているんです。これに誠意を持って解決しなさいと、一行書いてあるだけでは、解決できるものとは考えにくい。本市が制定しております自然環境保全条例の中にありますように、協定の締結の場合、事業者もしくは周辺関係者の一方から、疑義が生じた場合に、調整を飯塚市のほうに求めてきた場合、飯塚市がちゃんと関与し、調整に当たるとあるという条文があります。説明の中では、もめたときは飯塚市の所管が出向いて調整に当たりますと言いつつも、その条項が一切ない。であるならばしっかりと、条項の中に入れていただきたいということでもあります。

何点かそういったところに修正をかけて、8月1日ですから日にちもありますし、住民にもこういった条例ができるという周知をして、やはり意見も求めながら、慌ててつくり上げる必要はないかと思い、その点を多少の修正をかけて、執行部には再提出をしていただきたいという願いから、今回は反対ということにさせていただきます。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

ただいま議題となっております「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について、賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、本条例の狙いは、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去を通じて市民生活の安全と生活環境を守ることにあります。再生可能エネルギーの普及は重要である一方で、大規模な太陽光発電所が乱立し、適切な管理がなされていない状況が続けば、土砂災害のリスクや景観への影響など、住民生活への不安をもたらします。

そこで、本条例は、一定規模以上の太陽光発電事業者に対する届出を義務づけるとともに、設置前の協議や説明会、撤去費用の確保など、事業のライフサイクル全体を見据えたルールを設け

ることで、環境保全と防災対策、地域住民との共生を実現しようとするものであります。

しかしながら、太陽光発電を取り巻く状況は日々変化しています。例えばですけれども、もし価格買取制度の見直し等で、事業の利益率が上がれば、過去のようにメガソーラーが乱立するような事態が再来するかもしれません。その場合には、より条例を厳しくする必要があると思います。逆に、技術革新によって景観を損ねず、安全性の高いパネルが、もし登場するような未来があれば、条例を緩和する可能性もあります。こうした変化に対応するため、本条例は、できた後も適宜、改正見直しを行い、新たなリスクや課題に柔軟に対応していくことが必要です。議会と執行部が連携しながら、本市の実情に合わせて条例をアップデートする姿勢を持ち続けることが大事かと考えます。

なお、本条例の実効性を高めるために、規則の作成が欠かせません。来月、再来月、執行部のほうでつくる予定と聞いております。今回の太陽光の条例に関しましては、採決の直前に、非常に議論が急に盛り上がった経緯もあることから、条例への直接反映は難しくても、こういった議論を規則で補うことは可能でございますので、ぜひ執行部におかれましては、直近の議論の盛り上がりを含めて、規則に反映とか、条例のアップデートの検討をお願いできればと思っております。

最後になりますが、本条例は、現時点で一つの最善策といいますか、一つの、よりよい飯塚市のための案であり、ゴールではないと考えております。再生可能エネルギーを取り巻く環境、特に一番影響するのは、買取り価格によって、事業者がどれだけ多く設置するのか、そういった環境によって様々変わっていきますので、しっかりと執行部と議会が協力して、課題や運用上の改正点を見つけていくことが大事かと思います。

改めまして執行部の皆様におかれましては、一昨年より、例えばこういった場所に太陽光パネルを設置することを規制すべきかといった、大きな規制のお話ですとか、あるいは本当に細かい法律論として、太陽光パネルが事業者に譲渡された場合に、どのような実効性を、どのような条文をもって、太陽光パネルを譲り受けた新しい事業者が過去の事業者が負った責任を移転するのかとか、法律の細かい面を含めて様々な議論にご協力いただき、執行部には感謝申し上げます。

改めまして、私たち議会も、引き続き、条例の運用状況をしっかりと注視し、飯塚市の未来に貢献する制度へ育てていくということを前提に、私は本条例に賛成いたします。

以上をもって、私の意見表明とさせていただきます。皆様、ご賛同賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告にありました「市長提出議案第32号」並びに「議員提出議案第1号」に反対の立場から討論を行います。

今回、議案を審査する基準には白旗山メガソーラー乱開発を許さない住民運動の教訓があります。メガソーラーが住宅地の真上に張りついて、土砂災害が不安な白旗山であります。周辺には8700世帯の市民が暮らしています。RKB毎日放送が昨年6月30日、サンデーウォッチで取り上げました。ユーチューブ視聴数は、昨夜の段階で38万回に及んでおります。集中豪雨はひどくなり、台風は大型化しています。白旗山の豊かな自然を守る10年に及ぶ戦いの記憶と経験は、災害から住民を守るこれからの取組に生きるものであります。

乱開発の背景に、投資家集団があり、その事業実態は不透明ということを私たちは実感してまいりました。2014年に事業計画を持ち出したのは住宅産業の一条工務店でした。地元住民、市議会、市役所が、事業者と福岡県に申入れを行う中、2018年になってようやく事業を放棄したのであります。ところが、岡山の会社に事業を譲り渡したということが後になって分かるわけです。複雑な経過をたどって登場したのが、合同会社アサヒ飯塚メガソーラーです。これも工

事が終わると、2022年には会社分割したとのことでもあります。管理会社には横文字の会社が次々に登場します。事情は分かりませんが、当時のパナマ大使館、領事館と同じビルに入居した会社も市が確認しています。背景には、外国の投資家や投資会社があることが分かりました。トロント、マドリッド、ナポリなどの所在地が示されております。工事中には、防災工事を先行するという許可条件を守らず、許可図面と異なる工事を行い、緊急時連絡先として、茨城県の消防署や警察署の電話番号を掲示したこともあります。不透明な事業形態の中で利益最優先が貫かれ、災害防止は最後まで軽視され、今日まで続いているわけでもあります。

森林開発を許可した福岡県の責任はどうか、厳しく問われます。福岡県に対して、市役所は知事の現地視察と担当課の内部監査を求めたことがあります。工事期間中の2021年12月です。私が一般質問で理由を示し、当時の片峯市長に要求したものです。

理由の1、市長意見書の偽物を森林審議会に提出。理由の2、調整池未完成のままパネル設置を容認。理由の3、土砂埋立てのために住宅側の伐採を容認。理由の4、許可条件違反など、文書による指導があるのに許可取消し手続を開始せず。理由の5、地域住民が期待した幸福な生活を侵した。この5点が理由であります。

県は、情報提供として受け取ると全く反省がなかったのであります。住民を守るため、市役所は全力を挙げるべきだという点です。2015年6月議会で、当時の齊藤市長は、住民の理解が得られていない、安全性が確保されていなければ、申入れすべきと私に答弁しました。知事に対する意見書では、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりませんと書きました。2017年2月就任の当時の片峯市長も住民大会に参加し、住民と一緒に頑張ると挨拶したのであります。

私は、一般質問で、住民の声を反映した市の立場からの後退は許されず、災害防止に真剣に当たるよう強く要求してまいりました。白旗山のメガソーラー乱開発から豊かな自然と環境を守る住民運動は、とりわけ土砂災害など防災に関して、事業者や行政との緊張した関係を生み出し、現在も生きています。国のFIT法改正において、周辺住民とのコミュニケーション努力義務規定にも反映いたしました。龍王山麓の明星寺におけるメガソーラー、大日寺における土砂埋立ての乱開発をストップさせる住民運動へも連携できたのであります。

メガソーラー乱開発は、地元住民の安全より、最大利益を求める悪質な事業者、世界中の投資家との戦い、それにずるずると便宜を図り、行政の責任を果たさず、重大な局面でゆがめてきた行政を正していく戦いでもありました。

白旗山乱開発ストップの戦いの経過から見ることができる中心的な教訓の第一は、市と市民が連携すること。これを市議会がしっかり支え、悪質な事業者を包囲していくことであります。

教訓の第2は、その戦いを進めていく上で、筑穂内住産廃をめぐる最高裁まで戦いを進めて勝利した住民運動に由来する飯塚市自然環境保全条例が極めて重要であったことであります。この条例は、自然と環境を愛して乱開発を許すまいと戦う市と市民にとって極めて重要であり、自然と環境、住民の安全よりも、利益追求を第一として乱開発を顧みない悪質な業者にとっては手ごわいものであります。こういう条例を、私たちは受け継ぎ、現在、手にしているわけでもあります。

この視点から、まず議員提出条例案「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を見ると、幾つかの重要な点で、認め難い点があります。その第1は、飯塚市自然環境保全条例にある乱開発を食い止めるために、市と市民が連携して戦うという規定を採用していないことであります。第2は、市と市民の連携を広げ、悪質な業者の乱開発の姿を暴露する時間を確保するのに有効な事業計画の提出を義務づける内容が自然環境保全条例にはあるわけであります。自然環境保全条例を無力なものとするのか。市長に許可権限を持たせることは一定の標準行政処理期間を超えてしまえば、あっという間に悪質な事業者の攻勢に見舞われることになってしまいます。

次に、市長提出条例案「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」についてです。こ

の条例は、２０２３年３月に審議未了で廃案となった当時の議員提出議案、今回、議員提出議案の旧バージョンと言えはよいのでしょうか。その条例案の影響を受けながらも、飯塚市自然環境保全条例をベースとして練り上げられたものであります。市長に許可権限を持たせていない点を含めて、この条例の規定を丁寧に踏まえていることは重要です。しかしながら、ここでは、２つの点を指摘して賛成し難いことを表明しなければなりません。

第１は、議員提出議案と共通の弱点として指摘できることですが、飯塚市自然環境保全条例にある、乱開発を食い止めるために市と市民が連携して戦うという規定を採用していないことです。あえて言えば削除していることです。

第２は、環境協定書の締結を義務づけていることです。義務づけがなぜ弱点になるのでしょうか。悪質な事業者は、様々な手段を弄して自己に有利な協定を結びたがるでしょう。住民の切実な思いの込められた項目を排除したがることもあるでしょう。こうして話合いが膠着したときに、市長は、事業者は義務を果たすために努力したが、住民が納得できないのであれば仕方がないともいうようなことにもなりかねません。今後つくる施行規則や逐条解説の中にどういうふうに盛り込まれていくのでしょうか。

皆さん、一見すると、義務づけは、よほど強い規定に見えるかもしれませんが。しかし、先ほど言った理由によって、自然環境保全条例の届出の規定のほうが有効と考えられます。自然環境保全につながる協定は、住民の戦いを背景にしてこそ実現できるわけですし、それでこそ、将来に向かって生かせるのではないのでしょうか。市長提出議案は、そういう点で、未完であると言わざるを得ません。住民に広く意見を募集して練り上げることを検討することは大切です。飯塚市自然環境保全条例は、環境の悪化と戦う市と市民のためのものであります。メガソーラー乱開発を許さないために生かし、戦いの教訓を反映して活用すべきことを、私自身の決意を込めて訴えるものです。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第３２号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

ただいまの議決により、「議員提出議案第１号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」は、議決不要となりました。

「議案第３２号」及び「議員提出議案第１号」を除く議案並びに請願２件についての協働環境委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第４号」並びに「議案第６号」に反対、「請願第９号」並びに「請願第１２号」に賛成の立場から討論いたします。

まず、反対する議案についてです。国民健康保険特別会計については、国保給付費等準備基金は、２０２３年度末、９億２００万円。２０２４年度末、約７億３千万円の見通し。２０２５年度末でも、約６億３千万円もの見込みとのこととあります。基金だけ見ても、財源は十分あるのに、高過ぎる国民健康保険税の引き下げがないままです。住民負担を大きくする福岡県の標準税率の押しつけは認められません。また、紙の保険証の発行の再開が求められます。

後期高齢者医療特別会計については、75歳以上の高齢者を年齢によって差別的に囲い込み、重い負担を押しつけるやり方は認められません。広域連合が持つ運営安定化基金と財政安定化基金の活用を増やし、引き下げを図るべきであります。

次に、賛成する請願についてです。筑穂人権啓発センターの存続と充実を求める「請願第9号」は、この施設が位置する地元の自治会の自治会長と福祉委員が請願者であり、自治会周辺の皆さんや利用者の皆さんの賛同署名があります。この請願は、筑穂人権啓発センターは広範囲の住民の福祉施設として、こどもから老人まで多くの人たちの交流や災害時の避難所として活用されています。大会議室や生活改善室等が2階に設けられていますが、エレベーターがなく、高齢者の階段での昇り降りが大変危険であり、車椅子での利用ができません。エレベーターの早急な設置をしてください。避難者が利用できる風呂またはシャワー室の設置をしてくださいとの切実な内容であります。

エレベーターについて言えば、既に市役所担当課が立岩・穂波の人権啓発センターについては、経費調査を完了した経過があります。この請願書をはじめ、地元の皆さんは、2月12日の請願書提出の後、2月26日に市長応接室で、藤江副市長と面会して請願内容の実現を切実に訴えました。

令和6年度の主な利用状況は、今年2月現在で、市主催事業で書道教室534人、パッチワーク教室138人、料理教室58人で合計730人です。利用者の教室やサークルは、手作り加工教室46人、英会話教室54人、囲碁サークル126人、踊りサークル169人、カラオケサークル336人であり、合わせて731人であります。そのほかの利用を加えると、337件、2409人の利用があるわけであります。

この施設を廃止して、部落解放同盟ほかに5年間無償貸与の後、無償譲渡するという、2023年12月4日の武井市長と部落解放同盟山根委員長の確認書は、到底認めることができないのであります。現在の段階で、このことを、地元の利用者には、飯塚市としてきちんと説明をしたことはないわけです。市の態度は、予算が決まれば説明に伺う。こういうような、市民をないがしろにした態度を続けているわけです。

3月10日、協働環境委員会において、請願は賛成2、反対4で不採択となったことが伝わり、地元の皆さんの存続と充実を求める切実な思いはさらに大きく広がっています。この本会議でぜひ採択してください。

「請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」についてです。例えば、飯塚市クリーンセンターは稼働25年ですが、整備を終えて2年前、23年度から2炉運転で1日の処理能力は180トンであります。この数字は、新たなごみ処理施設建設計画の2炉体制の220トンにほぼ相応する状況にあります。

3月14日の予算特別委員会では、老朽化調査は実施していないのに、ふくおか県央環境広域施設組合から、割と老朽化が進んでいると聞いているとの答弁がありました。その直前には、老朽化が激しく進んでいるという答弁があったわけです。私がそこをただすと、今申し上げましたように、割と老朽化が進んでいるというような言い方なんです。2年前に2炉体制で運転を開始するときに、相当なお金をかけて整備が既に完了しているわけです。

新しいごみ処理施設整備816億円に係る市負担金については、建設自体が決定していない、時期は分からないが、施設組合議会で事業が決まり、負担割合が決定次第、請求が来ると。これが予算特別委員会での担当課長の答弁であります。それまでに、市民に情報を正しく提供し、意見を聴く機会が持てるのかと、私が質問しますと、答弁はこうであります。住民説明会というか、市民へのお知らせは、ふくおか県央で開催が決まれば、構成市町と連携して行うとの中身です。816億円もの巨大事業なのに、決めてから知らせるという考えで本当によいのでしょうか。住民自治の視点から言えば、今、異常事態が起きていると言わなければなりません。

「請願第12号」は建設計画の規模が適正なのかを議会として精査した上で、その結果を、住

民説明会を開催して市民に示してくださいと、飯塚市議会に求めるものであります。事業実施主体であるふくおか県央環境広域施設組合の武井組合長、飯塚市長に速やかな実施を求めるとともに、飯塚市議会として、規模が適正であるかだけでなく、その必要性、経済性、公開性、透明性に関する正しい情報を提供し、住民の意見を聴く機会とするという意味での住民説明会を急いで、市内の地域ごとに繰り返し行うべきであります。住民自治の立場からは、今回、「請願第12号」を必ず採択すべきものと信ずるものです。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

協働環境委員長の報告でありました「請願第9号」及び「請願第12号」に賛成の立場から討論させていただきます。

まずは「請願第9号」です。筑穂人権啓発センターの存続と充実にに関する請願ということです。先ほど川上議員のほうから詳しく説明がありましたけども、この旧筑穂町にあります人権啓発センターは築50年たっているそうです。委員会でお尋ねしますと、60年まであと10年間は使えるということですから、令和17年までは、まだこの筑穂町の人権啓発センターは存続し使えるということが確認されました。

そこで、請願者は、老人とこどもが多いから、2階建てでありますので、エレベーターを設置していただけないかと。なおかつ災害時における風呂もしくはシャワーセットをつけてもらえないかという地域住民からの要望であります。今から10年間使うので、エレベーターをつけてほしいということです。

金額を確認しました。エレベーター並びに風呂シャワーセットを造ると約6千万円ほどかかるということ、執行部のほうから答弁がありました。6千万円をかけるのが高いか安いかは別問題として、これに賛成したい最大の理由は、人権啓発センターは、本市に3か所あります。筑穂町、立岩、穂波町ですか。将来5年後に、この3か所の人権啓発センターを廃止し、九工大の近くに統合して1か所建てると。その計画が約12億円かかるという試算が出ております。私は3か所ある施設をわざわざ統合し、先ほども述べましたとおり、今から、12億円も投資して、建物が本当に必要なのかという疑問から、既存の建物をリフォームしながら、じっくり使うことが大切かと思っております。

そういった意味から、今回の請願は、しっかりと採択し、地域の方が利用できるようにしてあげたいと思っております。統合されますと、筑穂町からわざわざ九工大まで行きますか。そういった問題も起こりますので、ぜひ、この請願には賛同していただきたいという同僚議員の良識ある判断をお願いしたいと思います。

続きまして、「請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」は紹介議員として、賛成の立場で討論させていただきますが、請願者は、先ほど案内がありましたとおり、本市は吉北に90トンが2基で180トン、1日で180トン処理できる焼却炉を今現在持っております。今回、飯塚市、嘉麻市、桂川町で220トンの処理能力を持つ新たなごみ処理施設の建設計画が上がっておりますが、請願者いわく、飯塚市、嘉麻市、桂川町で本当に220トン規模の処理能力が必要な施設を造る必要が本当にあるのかという疑問を持っているということでもあります。

私も、本当に220トンが必要かどうか、正確な数字を把握しておりません。我々議員、220トンが正しいという判断ができる議員が、果たしているのかということです。なぜ、220トンになったのかを、本市議会で精査してほしいと。こういった理由から220トンが必要なのだとすることを市民に正確に伝えてほしい、規模の再確認をしてほしいという請願であります。私も220トンが正しいかどうか分からないので、賛同しております。

この焼却施設は、令和12年完成予定で進めております。それから二、三十年使う施設ですよ。

そのときに飯塚市、嘉麻市、桂川町の人口、飯塚市は12万4千人ですか。嘉麻市が4万人弱です。桂川町が1万人強です。この人口が10年後、20年後、全国的に人口減で、嘉飯地区も人口が減っていきます。そのときに、人口減に伴いごみの量も減るのではないかと。本当に220トンが要るのかどうか、しっかりと市議会で精査してくださいという請願ですので、やりましょうということで、私は賛同しております。請願に対する賛成を歓迎いたしますので、ぜひ、検討願いたいと思います。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第6号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第30号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第9号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

「請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第12号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時04分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「経済建設委員長の報告」を求めます。13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

経済建設委員会に付託を受けました議案20件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」については、執行部から補正予算書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、勝車投票券販売収入における返還金とは何かということについては、レースが不成立であったり、選手がレース前に欠場になった場合に、当該勝車投票券の購入者に対し、購入費用を返金するものであり、前年度と同額の４億円を計上しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８号 令和７年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、農業集落排水施設はいつまで利用できるのかということについては、平成１３年度に供用を開始し、施設躯体の標準耐用年数が５０年であるため、令和３３年度までは利用できると考えているという答弁であります。

この答弁を受け、５０年耐用ということだが、今後、維持管理費や修繕費等がかかってくることで、また、実際には耐用年数より早く劣化が進むことがあるため、地元の方々と協議し、合併浄化槽への移行について検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９号 令和７年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市場管理費の維持補修費で計上している青果棟シートシャッターは、どのくらいの期間で交換しなければならないのかということについては、約４年で交換時期が来ると見込んでいるという答弁であります。

この答弁を受け、定期的にシャッターを付け替えるのは、財政的に非常に厳しいため、費用のかからない代替案を検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０号 令和７年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１号 令和７年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚あかね工業団地造成事業費、技術者派遣手数料とはどのようなものかということについては、設計業務等を行う際に、民間企業から市役所に専門職員１名を派遣してもらい、設計業務等を行ってもらう費用であるという答弁であります。

この答弁を受け、本市職員には技術者が不足しているので、技術者の育成についてしっかりと考えてほしいという意見が出されました。

次に、飯塚あかね工業団地の造成の進捗状況はどのようなになっているのかということについては、基本設計業務を令和７年度まで行い、実施設計を令和７年度及び令和８年度に行う予定としている。また、供用開始は令和１０年度を予定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１２号 令和７年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１３号 令和７年度 飯塚市水道事業会計予算」については、執行部から予算書等と併せ提出された「薬品納入業者の推移」に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料について、本市はどのように本業務委託に関わっていくのかということについては、現在進めている水道施設などの最適化の検討結果を踏まえ、総務省からの要請による経営戦略の見直しや、事業の経営分析等に関する指導・助言を求めるなど、公営企業の経営に関する事項を総合的に検討

し、改善する取組として、飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託を行っている。実施期間は令和6年度から8年度までとしており、委託業務終了後も職員が財政シミュレーションや、経営戦略等の策定が容易にできるように、今後の事業運営をより効果的、効率的に実施することができるよう、ノウハウを身につけるための支援を受けることとしているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、老朽管の布設替え工事はどのくらいの進捗状況なのかということについては、今年度の進捗率は総管路延長の0.6%で、耐震化を含む更新が完了している部分は総管路延長の26.1%であるという答弁であります。

次に、令和7年度からの新たな事業として、人工衛星を用いた漏水調査委託があるが、これは従来の方法と比べ、発見数はどのくらい上昇するのか、また、どのくらいのコスト削減になるのかということについては、発見数は60件増を見込んでおり、コストは3年間で約400万円の削減を見込んでいるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、執行部から予算書等と併せ提出された「終末処理場委託一覧」に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、下水道事業に係る各種委託がどのような理由で随意契約となっているのか、また、その委託先の推移についてどのような特徴があるのかということについては、下水道事業に係る12件の委託業務には、発注金額が50万円未満の契約による「1号随契」と、器具の設置業者等しか受けることができないなどの理由、または、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法により競争入札に適さない業務の契約である「2号随契」に該当するものがあり、該当する場合は、それぞれ随意契約を行っている。委託先の推移については、終末処理場放流水等の水質検査業務以外は、同一の業者が継続して受注している状況であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書をどのような経緯で変更したのかということについては、令和6年4月から施行された医師の働き方改革等に伴い、小児の一次救急医療について取り扱う病院がなくなったため、小児の一次救急体制について、飯塚医療圏域内で協議した結果、飯塚市立病院で対応することとなった。飯塚市立病院は、地域医療振興協会が指定管理者であり、小児科の時間外診療に関して、別途市が飯塚市立病院と委託契約を結ぶことは二重契約となることから締結ができないため、指定管理における基本協定に、指定管理委託料の支払いに関する規定を追加したものであるという答弁であります。

次に、質疑応答の主なものとして、飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書を変更するに当たり、議会の承諾を得る必要はないのかということについては、協定書の変更は条例改正等に属さないという考えであり、今回の変更についても報告をしていなかったが、所管の委員会で詳しく説明し、了解を得てから進めるべき事業であったという答弁であります。

次に、新規事業で職員宿舍解体工事に伴う家屋事前調査業務委託料を計上しているが、どのような理由で指定管理者が管理する建物の費用を本市が負担するのかということについては、指定管理者から市に建物の底地も含めて返還ということになれば、市の所有物となるため、協定の適応外となると考え、市の負担として予算を上げている。現段階においては、指定管理者側から返還の申し出を受けた段階であり、協議が不十分であるため、改めて、費用負担も含めて、指定管

理者と協議を行い、協議が整った後、委員会で承諾を得られるまでは、この予算については執行を保留するという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 飯塚市宿泊税交付金基金条例」については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、飯塚市宿泊税交付金基金設置の経過、目的、飯塚版DMO設立の準備については、福岡県宿泊税交付金交付要綱に基づき、飯塚市の観光振興を図る事業の財源に充てることを目的に当該基金を設置するもので、第2次飯塚市観光振興基本計画において、飯塚版DMOの設立の検討を掲げており、今年度、飯塚観光協会や飯塚商工会議所など、関係団体と勉強会を重ねている。令和7年度には飯塚版DMO設立準備にかかる会議体を組織し、その方向性や観光戦略について検討を行い、令和8年度の設立に向けて準備を進めていくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例」、「議案第34号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 契約の締結（相田公営住宅1棟目建設工事）」、「議案第40号 土地の処分（栗尾工業団地北側）」、「議案第41号 土地の処分（平恒地区工場適地）」及び「議案第43号 市道路線の認定」、以上7件については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）」）については、執行部から補正予算書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第16号」飯塚市立病院事業会計予算に関わって、職員宿舍解体予算が計上されておりますけれども、その執行につき、経済建設委員会の承認を得なければ予算執行をしないという答弁があったのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

今、委員長報告でいたしましたように、指定管理者と協議を行い、協議が整った後、委員会で承諾を得られるまでは、この予算については執行を保留すると、このような答弁でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、委員長報告にありました委員会というのは、経済建設委員会のことでしょうか。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

そのように理解しております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

委員長にお尋ねします。先ほど報告がありました「議案第37号 契約の締結（相田公営住宅1棟目建設工事）」において、委員会では軟弱地盤というような質問が出ておりましたが、くいの数だけボーリング地質調査をしたということですが、その地質調査の地質データ等を請求されてデータの分析というのは、委員会の中でなされたのでしょうか。

○議長（江口 徹）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

なされていません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第7号」、「議案第13号」、「議案第15号」、「議案第16号」、「議案第25号」、「議案第37号」及び「議案第45号」に反対し、その幾つかについて討論を行います。

飯塚市小型自動車競走事業特別会計に関する、令和6年度補正予算（第4号）並びに令和7年度予算は、飯塚オートレースの運営に関わるものであります。公営ギャンブル事業を民間企業に包括的に一括して委託することは認められません。総事業費36億円のメインスタンド整備事業には、その必要性について、市民の共感は得られていません。

工業用地造成事業特別会計は、誘致対象企業や地盤調査など、計画の検討が不足していないのか、地域住民の合意の形成の努力はどうか、懸念されます。三菱マテリアルから炭鉱ボタ山跡地を取得した鯉田工業団地造成と企業誘致の経過から、本市は、教訓を明らかにしておくべきであります。

水道事業会計予算は、市民へ事前に情報提供をせず、意見も聴かず強引に進めた水道料35%アップの反映があります。上下水道事業等あり方検討業務委託料は、総務省からの要請による経営戦略の見直し、事業の経営分析等に関する指導・助言を求めるもので、令和8年度までの委託業務終了後も市職員が財政シミュレーションや経営戦略等の策定が容易にできるようにするための説明であります。

これは、企業管理者が今は考えていないと議会で答弁した水道民営化の準備行為に当たるのではないのでしょうか。水道事業の一括民間委託は現在10年契約となっており、委託業者との不適切な関係も心配されます。薬品納入業者の推移では、次亜塩素酸ソーダ、ポリ塩化アルミニウム、高塩基度ポリ塩化アルミニウム、粉末活性炭、高機能粉末活性炭の5種類につき調査が経済建設委員会でありました。令和5年度から個別発注をやめて、10年契約の一括民間委託業者に4種まで、3千万円を設計金額として、まるでお任せ状態であったことが分かりました。令和7年度からは、事情があつて改めるとのことですが、その究明が必要であります。本市の水道事業の課題に関して、水道民営化は認められず、水道法の目的、国及び地方公共団体の責務を果たすために、公正で民主的な開かれた運営に立ち戻るべきであります。

下水道事業会計は、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託料に3300万円の予算計上があるため、同意できません。国土交通省は、下水道職員の不足、下水道施設の更新、需要増加、ストック増による維持管理費の増加、下水道使用料収入の減少、経費、回収率の低下が今後加速するとして、PPP、PFI手法導入を打ち出していますが、民間事業者の利益追求による安全のためのコストの削減、自治体における技術継承の困難増大、情報開示の後退による監視機能の

低下などの問題が指摘されます。２０２７年度以降は、ウォーターＰＰＰ導入決定済みで国の交付金の要件を改めるとともに、民間委託方針を撤回して、必要な職員を配置する地方財政措置を取るべきであります。

市立病院事業会計予算は、市立病院を市民の命と健康を守る地域医療の拠点病院として、市民に親しまれる病院として発展させることが重要です。地域医療振興協会を指定管理者としていますが、国には、市立病院の維持と充実にしっかり責任を果たすべきであります。市との信頼関係が求められるわけですが、地域医療振興協会の発行する月刊地域医学は２年前、「小竹町立病院は地域医療振興協会が指定管理者となって運営することが決まりました」との発言を紹介しておりますが、どういう事情なのか、公式の説明はないままであります。

国が筑豊労災病院の廃止を打ち出したのは２００３年、筑豊労災病院の存続と地域医療の充実を求める住民や医療関係者、行政、議会の取組にもかかわらず、国は廃止を強行しましたが、関係者の多大な努力によって２００８年、市立病院として存続することになりました。国には、市立病院について特別な責任があるにもかかわらず、２０１９年９月には統廃合対象病院一覧に書き込みました。市議会は、市立病院を対象リストから外すよう求める意見書を国会と政府に送付しました。感染症対策、救急医療、地域医療連携において大きな役割が高まっていますが、今日までその対象リストから削除されたとは聞いておりません。

宿泊税交付金基金条例は、まだ存在しない観光地域づくり法人DMOの財源基金として設立するものとの説明であり、認めることができません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

ただいまの経済建設委員長報告の中の「議案第３７号 契約の締結（相田公営住宅１棟目建設工事）」に反対の立場から討論いたします。

この相田公営住宅、俗に言う市営住宅です。計画では、４棟建て、総合的には５５億円規模の事業となります。その第１棟目ですね。公営住宅を建てる意義は十分理解しております。ただし、今回、契約締結において、今回の入札は「条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）」において入札が執行されました。２ＪＶが参加したということでありましたけれども、委員会の中で、懸念事項で委員のほうから質問が出ておりました。当該地は、炭鉱跡地といいますか、２０メートル、３０メートル下に坑道が走る軟弱地盤であるということでもあります。となりますと過去に、基礎工事で追加工事がたくさん出ている実態が入札の工事の中で見受けられる案件でもありますことから、十分な調査をしたのかという質問がなされておりました。執行部の答弁では、くいのが２２か所です。ケーシング方式の現場打ちコンクリートで基礎を造るということで、２２か所のくい位置にボーリング調査、地質調査をしたということですが、その地質調査の結果をうのみにし、委員会としてどういった地質であるのかという議論が一切なされておられません。

実際に施工に入った場合に、地質調査どおりの地盤というような結果にならない場合が多々あります。特に皆さん御存じのとおり、落札業者が今まで請け負った中でも、基礎工事でかなり追加工事が発生しております。その案件で、私はちょっと信頼を置ける業者とは思っておりません。瑕疵が、飯塚市側にあったのか、事業者側にあったのかはさておき、やはり、予算内で施工をしていただきたいという気持ちがあります。特に最近、建設が終わりました鯉田の新体育館で基礎工事においてフミン酸が出たということで、セメント関係が硬化しなかったため、７億円近くの追加工事が出ました。市営住宅６階建ての４８戸は、１２億円あまりの工事なんですけれども、体育館で７億円も地下の中に埋め込んでしまったんです。６階建てを建てる１２億円に当たっては、７億円ということは３階から４階建てが建つぐらいの設計変更が行われた経緯があります。であるなら、飯塚市としては、全国的にも珍しいフミン酸が検知されて、そういった事態が起こ

ったという教訓を基に、この地盤調査等をしたのであれば、フミン酸が存在するかどうかの調査をしたのかということです。これをしたのか、していないのか、今のところは分かりません。ですから、そういう過去の教訓を生かすというような発注になっていないと私は考えております。

なおかつ今回は、総合評価落札方式であります。入札においては、価格のみにかかわらず、業者さんの技術的な問題とか、会社の評価、派遣する職員さんの経験値、いろいろな評価を総合的に評価し、決定する。要は、総合評価落札方式は、金額のみではなく、そういった技術も評価するというやつですよ。それにもかかわらず、今回初めてですかね、低入札調査基準価格、俗に言う最低金額ではなく、その金額を下回る失格基準価格で落札されております。これはお金の競争ですかというやつですよ。失格基準価格ということは、その金額を下回ったらもう失格だよ。総合評価落札方式の主である品確法です。品質を維持し、しっかりとした設計の基において、この公営住宅を市民に提供するという大きな目的と役目があります。失格基準価格で落札したときの最大の懸念事項は、設計側に瑕疵があるのか、施工側に瑕疵があるのか。要は、設計に瑕疵がない場合、施工者側が積算し、見積りをします。その中に、積算ミスがあったと、仮に、10個要るところを5個しか見ていなかった。そんな積算ミスにおいて、失格基準価格を下回った場合は、実質上の失格になってしまうんです。予算が足りない場合は下請さんとかですね。孫請けさんにしわ寄せが来るということから、この総合評価落札方式の本当の趣旨を考えながら、本市は発注していくべきだと思います。この後も出てきますような100%の入札とか、こういう失格基準価格での落札と、本市の入札制度を、そろそろ、しっかりともう一度見直す時期に来ているのかと思いますので、今回の総合評価落札方式における失格基準価格での落札は、懸念事項が多いということで、反対とさせていただきます。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第7号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第8号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第9号 令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第10号 令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」、「議案第11号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」及び「議案第12号 令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

失礼しました。もう一度言います。「議案第8号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第9号 令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第10号 令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」及び「議案第12号 令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議案第11号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第13号 令和7年度 飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第14号 令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第15号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第16号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第25号 飯塚市宿泊税交付金基金条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第33号 飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例」、「議案第34号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第35号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議案第37号 契約の締結（相田公営住宅1棟目建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第40号 土地の処分（栗尾工業団地北側）」、「議案第41号 土地の処分（平恒地区工場適地）」及び「議案第43号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議案第45号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

令和7年度一般会計予算特別委員会に付託していました「議案第3号」を議題といたします。

「令和7年度一般会計予算特別委員長の報告」を求めます。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

本特別委員会に付託を受けました「議案第3号 令和7年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の総務費、一般管理費、人事管理運営事業費について、職員資格取得助成事業費はどのような資格を対象とし、助成額は幾らなのかということについては、建築士、建築施工管理技士、土木施工管理技士の1級・2級及び測量士を対象資格とする予定としており、受験対策講座に係る入学・受講に要する経費、資格取得に係る試験に要する経費及び資格の登録に要する経費を助成対象経費とし、その2分の1を助成するが、上限額は、1級建築士が50万円、それ以外の資格が30万円を予定しているという答弁であります。

次に、文書広報費、広報管理運営事業費について、市のホームページについては情報を閲覧する機能だけでなく、「24時間開庁のデジタル市役所」を目指し、リニューアルするとのことだが、どのような機能が実装されるのかということについては、結婚・出産などのライフイベントに関する簡単な質問に答えると、必要な手続やその手続の際に必要なものなどを案内する申請手続ナビゲーション機能、行政サービスをデジタル化し、手続情報を一覧で確認できるオンライン手続ポータルサイト、ごみの出し方をフリーワードや五十音順で検索でき、住所を入力すると、カレンダー上で今日が何のごみの日かを表示することが可能となるごみ出し検索機能等を実装する予定であるという答弁であります。

次に、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、エリアワゴンの停留所118か所が新たに廃止されることにより、どれくらいの利用者に影響を与えるのかということについては、該当する利用者は年間で延べ200人程度と試算しており、代替手段として、予約乗合タクシーの利用を推奨していくという答弁であります。

次に、地域振興費、定住化促進事業費について、移住支援事業助成金が、令和6年度と比較し、2倍以上の予算額となっているが、どのように積算したのかということについては、移住支援金の交付件数は年々増加傾向にあり、令和6年度も当初予算額を大幅に上回る交付が見込まれ、9月補正予算において増額したことから、その際の見込み件数を基に積算したという答弁であります。

次に、電算管理費、その他の電算管理費について、地理情報システム整備事業は地図情報を統合型GISに一元化し、インターネット上に地図情報を公開する公開型GISを導入することだが、これらのシステムによりどのような効果が得られるのかということについては、統合型GISは、現在、紙ベースで管理している地図情報や、それぞれの部署が個別で利用しているデータを一元化して維持・管理することにより、庁内で横断的にデータを共用できるシステムになっており、災害対応など、迅速な対応が必要な場面での活用が期待できるものと考えている。公開型GISは、行政が持つ地図情報のうち、防犯・防災情報、福祉医療情報、公共施設、都市計画等の公開できる情報をインターネット経由で広く一般に公開するシステムになっており、市役所に来庁して確認していた情報が、インターネット上で、時間を問わず確認できるようになり、市民や事業者の利便性の向上につながると考えている。また、市民や事業者が必要としている情報をできるだけ多く公開することにより、職員が窓口で対応する時間が削減できることも期待されるという答弁であります。

次に、交流センター費、交流センター運営事業費について、新たな予約システムの導入により、どのような効果が得られるのかということについては、公共施設利用に係る予約が、現在の紙ベースからオンラインでいつでも行えるようになり、さらにリアルタイムで各種帳票を出力でき

るようになることから、利用者の利便性が向上すると考えているという答弁であります。

次に、民生費、社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業費について、重層的支援体制整備事業は、令和7年度からの本格実施に向け、令和5年度から6年度にかけて移行準備事業を実施してきたとのことだが、どのような課題があったのかということについては、孤立・孤独を解消し、地域において交流が図れるような、属性を問わない居場所づくりがされていないことや、自宅から居場所までの移動手段がないことが課題であるという答弁であります。

次に、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、手話通訳者派遣件数は年々実績が増えており、手数料は増額されているとのことだが、手話通訳者を増やす方策をどのように考えているのかということについては、市民向け手話講座、事業者向けの手話講座、市報による手話コーナー及び手話フェスティバル等の実施により、手話が言語であるということを啓発・周知することで、手話で会話することが社会で日常的な光景となることを目指している。また、飯塚市手話奉仕員養成講座の受講を促し、2級手話検定や福岡県認定手話通訳者取得をサポートし、支援団体である飯塚市手話の会、当事者団体である飯塚市聴覚障害者協会と協力して、手話通訳者を増やす体制を整えていきたいと考えているという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、修学資金貸付事業費及び生活資金貸付事業費が今年度より減額されているのは、どのような理由なのかということについては、積算の方法を令和7年度から変更しており、これまでは、私立保育所等の翌年度以降3年間の採用計画を基に、採用予定人数から事業費を計算していたが、令和7年度は、過去3年間で実際に貸付けを受けた人数の平均値を基に積算しており、その結果、減額となっているという答弁であります。

この答弁を受け、保育士確保に向け、貸付けではなく、時代に合った新しい経済支援策などを検討してほしいという意見が出されました。

次に、青少年対策費、子育て支援事業費について、ファミリーサポートセンター事業は基本事業型と病児・緊急対応型があるとのことだが、どのような課題があるのかということについては、基本事業型は、こどもの発熱時や保護者の仕事等により、急な預かりや送迎が必要になった場合の要望に応えられないことが課題であったが、病児・緊急対応型はこのようなケースに対応ができるようになってきている。しかし、援助を行う「まかせて会員」が少なく、今後、会員の確保が課題であると考えているという答弁であります。

次に、子育て短期支援事業費が増額されたのは、どのような理由なのかということについては、保護者の心身の不調や育児疲れ、仕事などにより一時的にこどもを預けることができるショートステイやトワイライトステイの利用が増加していることが理由である。保護者から育児疲れや養育困難などの相談を受けた場合には、保護者のレスパイトを目的に当該事業の利用を促進しているという答弁であります。

次に、衛生費、健康づくり推進費、保健事業費について、令和7年度の新規事業である新生児聴覚検査事業とは、どのような事業なのかということについては、本市に在住の新生児を対象とし、各医療機関等で実施されている新生児聴覚検査の費用を助成するもので、助成額については、自動A B R検査は5千円、O A E検査は3千円を上限とする。新生児聴覚検査により、生まれつき聞こえにくさがあっても、早期に発見し、早い段階で適切な療育等の支援を受けることで、言葉の習得の遅れ等を最小限に抑えることが期待できるという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業振興費、その他の農業振興費について、有害鳥獣駆除対策事業費補助金の増額理由はどのようなものなのかということについては、市内におけるイノシシ、鹿、アナグマ及びアライグマによる農作物等への被害を防止するため、有害鳥獣駆除員が毎年4月から10月までの駆除期間中に駆除した頭数に対して、イノシシ及び鹿の場合は1頭当たり1万円、アナグマ及びアライグマの場合は1頭当たり3千円の駆除報奨金を交付している。令和7年度の捕獲見込み頭数を、イノシシ及び鹿は2309頭、アナグマ及びアライグマは519頭と見込ん

でおり、直近3か年での捕獲頭数の増加率の平均が、イノシシ及び鹿は約1.3倍、アナグマ及びアライグマは約1.6倍と大きく上昇している現状を反映し増額しているという答弁であります。

次に、土木費、道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業費について、本市が管理する橋りょう615橋及び横断歩道橋3橋については、計画的に維持管理され、安全性は確保できているのかということについては、橋りょう長寿命化計画に基づき、定期点検を踏まえ、緊急性に応じて補修工事を順次実施しており、今後も計画的な取組により、橋りょうの安全性を確保していくという答弁であります。

次に、都市計画総務費、菰田・堀池地区活性化事業費について、飯塚駅周辺地区整備事業は、今後どのように整備を進めるのかということについては、本事業は令和4年度から8年度までの5か年で事業を進めており、今年度は、桜ヶ丘幼稚園横に位置する桜ヶ丘踏切改良工事が完了予定である。令和8年度は、現在着手している駅前広場整備事業、駅舎・東西自由通路新設事業、菰田西公園整備事業、飯塚駅の南側に位置する城ヶ崎踏切改良事業等の完了を目指している。令和7年度以降は、令和6年度着手事業を継続して実施していくという答弁であります。

次に、公園費、公園施設長寿命化事業費について、今後の公園の在り方についてどのように考えているのかということについては、今後の方向性としては、老朽化が進み適切な維持管理が困難となっている遊具等については、公園施設長寿命化計画に基づき、更新や修繕を計画的に行っていく。また、人口減少等により公園設置当時と比べ市民ニーズが変化していることや、財源不足等により将来的に公園施設の維持管理が行き届かなくなることが懸念されていることから、長寿命化事業による施設更新と併せて、令和4年2月に策定した飯塚市公園等ストック再編計画に基づき現在の公園面積の約20%を用途変更することも考えているという答弁であります。

次に、消防費、災害対策費、防災事業費について、防災行政無線（同報系）設備更新工事の内容はどのようになっているのかということについては、放送機器により市から市民に対し、災害時の緊急放送等を一斉伝達する無線通信システムの中核である親局の機能向上を含めた更新工事となっている。更新される新たな機器は、エリアメールやホームページ、SNSなど他の情報伝達システムとの連携が可能であり、業務の効率化が図られることで職員の負担軽減、人的ミスの減少が期待されるという答弁であります。

次に、教育費、教育振興費、その他の教育振興費について、学校における水泳授業運営をどのように考えているのかということについては、水泳授業は、小中学校ともに学習指導要領において必須科目として定められている。水泳授業の運営は、児童生徒にとって最も望ましい教育環境の確保を最優先課題とし、市の財政負担軽減、平準化を図るとともに、児童生徒が安全安心で継続的に水泳授業が行えるよう、先進的な事例も参考にしながら検討していくという答弁であります。

次に、学校整備費、穂波西中学校大規模改造事業費について、工事内容及びスケジュールはどのようになっているのかということについては、建築後約45年が経過した浄化槽及び附帯設備である電気配電盤等の更新を行うもので、令和7年度に実施設計を行い、令和8年度に工事発注機器製作期間を経て、令和9年度の夏休み期間等を利用して工事を実施したいと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、生徒たちの登校が少ない夏休み等の期間であっても、部活等で登校する生徒はいることから、生徒の安全を最優先し、更新工事を進めてほしいという意見が出されました。

次に、総括、市財政について、福祉の増進のための予算は確保できるのかということについては、地方自治法において、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとされている。将来にわたり持続可能なまちであり続けるための財政運営を行っていくため、また、将来世代に持続可能な行政運営を引き継いでいくためにも、本市を取り巻く状況を十分に把握し、慎重に検討する必要があるという答

弁であります。

このほか、審査の過程において、旧楽市小学校グラウンドの安全対策、在住外国人交流事業の推進、路線バスの確保・維持、男女共同参画のさらなる推進、持続可能な施設運営と平等で対等な関係の協働のまちづくりの推進、防犯灯の維持管理、行政協力員謝礼金の見直し、効果的な空き家対策の推進、地域共生社会の実現、手話・要約筆記に関する新たな補助制度、保育士確保における官民連携の仕組みづくり、重層的支援体制整備事業の相談支援体制の充実、保育所等整備補助事業の進捗管理や見直し、定期予防接種の丁寧な周知、サンビレッジ茜の利活用、市営住宅の政策的移転の促進及び市有地の有効活用、スクールバスの継続、GIGAスクール構想の推進、嘉穂劇場整備の取組強化、庄内生活体験学校の充実、市民農園の広報促進について、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、市民の暮らしの応援、無駄遣いのチェック、公正で透明な市政運営という3つの視点において、指摘すべきところがあり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

令和7年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの予算特別委員長報告にありました「議案第3号 令和7年度 飯塚市一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。

長期にわたるアメリカ言いなり、財界優先を特徴とする自公政権のかじ取りの中で、日本経済は重大な局面を迎え、社会保障の切捨て、大軍拡、増税の路線の下、新型コロナ危機から引き続く物価高騰によって、国民生活は深刻な局面を迎え、各分野で世直しの声が大きく広がっています。原資が官房機密費ではないと否定できない石破茂首相の国会議員15人それぞれへの10万円配付は、国民の怒りを大きく広げています。平和の流れに逆行する戦争、核抑止力を拡大する傾向に反対する課題もますます重要であります。

地方自治法は地方自治の本旨について、住民福祉の増進を図ることとしています。国の悪政が深刻な現在、この本旨に基づいて、飯塚市は市民の暮らし、地域経済を支え、平和を守る役割を発揮しなければなりません。

本市の財政状況は、本市発足以来、連続黒字決算であることは、3月3日の一般質問、さらに3月14日の予算特別委員会での私の質問への行政経営部長の答弁で明らかになりました。学校給食費、子ども医療費、保育料の無償化、児童クラブ利用料、ごみ袋代の負担軽減など、日本共産党が提案した暮らしアッププランがいよいよ大切になっています。これに必要な財源は、新年度一般会計予算規模852億円の1%程度を組み替えただけでも実現できるのであります。

財政調整に活用できる5つの基金の合計は210億円、これに地域振興基金40億円を加えれば250億円で過去最高水準となっています。加えて言えば、財政調整機能を持つ基金の2年後の目標値は、本市の場合、60億円ですが、市役所の見通しを合わせたものは117億円とほぼ2倍となっています。無駄遣いのお金は、1円もないが、暮らしの応援、福祉の充実のお金は十分確保できるわけであります。

今回、予算案について、日本共産党は、住民福祉の増進の立場、住民が主役の立場から、次の3つの視点で審査してまいりました。第1は、暮らしの応援、第2は、無駄遣いのチェック、第3は、公正で透明な市政運営であります。武井市長の実質2年目の予算編成は、市民の願いに応えるものには全くなっておらず、反対するものであります。以下、3つの視点に沿って幾つか指

摘しておきます。

第1の暮らしの応援の観点からです。公共交通関係事業費は増額ですが、4月から利用できなくなる地域の住民には市役所は実施主体として責任ある説明をしないままです。自治会長に責任を押しつける発想は認められません。新年度からのバス停廃止は交通不便地域に集中しています。筑穂42、颯田22、庄内19、幸袋14、鯉田10、八木山3、ほかであります。龍王山麓の舍利蔵入口は、利用者があることを市役所が確認しているのに、廃止するわけであります。ここまでは往復8分、委託料は1時間単位ですから、影響はありません。ここでも利用できなくなる住民には市は責任を持った相談をしないままであります。

交通安全対策特別交付金は新年度1750万円で、近年のピーク2015年度、3076万3千円から、4割超えの減少という状況です。1326万3千円の減少分を市財源で確保すれば、現在見送っている設置が2倍のスピードで進むわけであります。例えば、部落解放同盟に言いなりの不要な人権啓発センター新築事業費、おおむね12億円の1%程度で実現できるわけであります。

77歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢者に敬老祝品を贈る予算は3709万円です。祝品価格は2年前までの現金支給よりも減少しています。この事業廃止を求める意見が予算特別委員会が出されました。市役所は、令和8年度予算編成に向けて、廃止、縮小を選択肢に入れて調査をするという答弁であります。認められません。

学校給食費無償化に必要な金額は2億9800万円程度です。

保育料の保護者負担については、福岡県下でも田川市郡など、無償の対象を全てのこどもに拡充する動きが進んでいます。

子ども医療費無償対象を、入院・通院とも18歳まで拡大するのに必要な予算は、あと1億6千万円程度との説明です。

児童クラブ・児童センター委託料の約4億7500万円は、人件費などによって、過去最大規模となりました。令和7年度はNPO青少年健全育成会に引き続き随意契約となっていますが、このNPOの運営には、規約に基づく運営、会計処理、さらにこどもに対する暴力行為と幾つか指摘されるところがあります。市役所には、今後、このNPOのほかに、別の民間事業者への委託を検討する動きがあるようですが、安心安全な児童クラブの役割が大きくなっていることを考慮すれば、市役所直営の運営こそ検討すべきであります。

生活保護行政では、扶助費の負担は国が4分の3、市が負担する4分の1は、地方交付税によって、国によって全額完全に措置されています。2013年の生活保護基準改定は福岡高裁によって違憲と判決されており、厚生労働大臣とともに被告となっている市長は、国に対して上告を取り下げるよう要請するべきであります。生活保護は憲法25条に基づく国民の権利であり、この制度を利用していることを理由にした一切の差別は認められないことを訴えるとともに、市役所は、2020年4月の新型コロナ緊急対策において、生活応援給付金の対象から生活保護利用のひとり親世帯を除外したことが、市民団体の判断にも大きな影響を与えていないかを含めて、遡って誠実に自己検証するべきであります。

市内農業施設35施設については、貸付け及び使用に関する契約のないものが27か所、利用実績記録がないものが28か所残っています。速やかな是正が必要であります。

市営住宅の空き家募集については、部落解放同盟の特別扱いを漫然と継続していることは信じられません。早急に是正を行う必要があります。

住宅改修補助金、戸建て中古住宅取得補助金は、地域経済への波及効果を明らかにする必要があります。その上で拡充を図ることが求められます。

就学援助は、一律的な所得基準によらず、現実困っているこどもへの応援を柔軟に続けていくべきであります。

学校給食調理業務の委託は、複数年にわたるもので、委託料はおおむね6億円を超えるもので

あります。業者選定は学校給食審議会によるものですが、その選考体制と過程には不透明なものがあります。改善が必要であります。

パソコンの購入に当たっては、新体育館移動式観覧席入札における官製談合疑惑に関する百条調査特別委員長報告にある指摘を無視することがないように、強く求めています。

第2は、無駄遣いのチェックであります。今回、地盤調査委託料が計上されている新しい人権啓発センターはおおむね12億円。部落解放同盟の要求によって策定したばかりの市の基本方針に反するものであります。そのために筑穂・穂波・立岩の現行人権啓発センター廃止、部落解放同盟等への無償貸与、さらに、無償譲渡を一方的に進めるなど、到底あってはならないことでもあります。それぞれ必要な施設ですが、相田市営住宅建設工事や鯉田井手ノ上遊水池工事は、石炭を掘った後の坑道が真下にある地盤の特性を考えれば、工事費が膨れ上がらないか監視が必要であります。相田団地建替工事については、周辺住民の同意なしには認められないのであります。

ふくおか県央環境広域施設組合への負担金がありますが、本市が7割程度を負担するという新しいごみ処理施設整備事業816億円は、住民へのまともな説明のないままのgori押しは到底許されません。

補助金と委託料の部落解放同盟への補助金2043万円は本市発足から累計でおおむね5億5千万円に上ります。人権ネットいづかへの委託料は、累積おおむね8億3千万円です。このほかにも補助金交付、委託における随意契約など、恣性に流されているところが散見されます。

観光地域づくり法人の設立については、宿泊税交付金を原資とする基金を先行してつくるなど、見えにくさがあるとともに、新たな無駄遣いになる危険が心配されます。

嘉穂劇場保存整備事業は、市民への情報提供を丁寧に行い、市民の共感の下で、全国的な支援を呼びかけることが大切であり、安易な事業拡大は認められません。

第3は、公正で透明な市政運営であります。市役所は十分な体力があるのに、暮らしの応援が進まず、このところ逆に削減する逆流が吹き荒れています。一方では、莫大な借金を積み重ね、将来に市民に重い負担を担わせる傾向が増大しています。この背景には、政治家、市役所幹部、業者の不透明ななれ合いが見受けられ、市民の批判も浴びています。

武井市長は、2023年12月4日、部落解放同盟飯塚市協議会山根委員長と市の基本方針を逸脱して、現行人権啓発センターを廃止し、新しい人権啓発センターを造る確認書を交わし、その後、おおむね12億円をかける事業に着手しました。新しい人権啓発センターにおいて、部落解放同盟や同和会、NPO人権ネットいづか、部落解放同盟飯塚市協議会幹部3人が中心になって設立したNPOふれあいなどは、どういう位置を占めるのか、話をしているのか、このことについて文書によらない約束がないかを含めて、市長は真相を明らかにしようとしません。

部落解放同盟に対する補助金は、先ほど累計おおむね5億5千万円に上ると申し上げました。その大半は、最高幹部らの給料など、人件費に充てられています。補助対象とされている書記長は、この団体の規約によれば、定期大会で選出する事項となっています。ところが、2024年1月29日に山根委員長から人権・同和政策課長宛てに電話があり、既に3日前になりますけれども、1月26日に行った市協委員会で、前年、2023年10月に辞任していた元書記長の復帰を確認したという連絡があったとのこと。この当時、この電話連絡によって、この元書記長の2月、3月の給料等人件費の補助金充当、つまり市民の税金で賄うことを認めたのであります。

当時、市協委員メンバーは委員長、財務委員長のほか、執行委員の数名であり、言わば、税金で給料や手当をもらっているメンバーばかりであります。予算計上に当たって必要なはずですが、補助金等交付規則の特に第15条及び部落差別解消推進団体補助金交付要綱の特に第3条に照らして、適合するののかとの私の質問に、新しい人権・同和政策課長は、この団体が決めたことなので、意見を述べることはないなどと、税金を扱う資格が厳しく問われる答弁を繰り返しました。

この事実は、昨年9月、決算特別委員会の9月19日と24日に私の質問に対する答弁で明ら

かになっていました。この9月から10月にかけて、財政援助団体等監査として部落解放同盟への補助金を調査していた監査委員会は、この事実を知る立場にありました。補助金交付要綱に違反した食糧費、弁当代については是正を求める局長指示を告示し、人権・同和政策課長も是正を約束しましたが、先ほどから述べております元書記長の給料等人件費の補助金への税金つぎ込みについては容認したことが、予算特別委員会での答弁で分かりました。税金を食い物にするなれ合いは認められません。補助金について、監査委員会には改めて厳格な監査を行うよう強く求めるものであります。

部落解放同盟と市役所幹部のなれ合いについても述べておきます。2023年8月4日の立食パーティーに出席したのは、総務部長、人事課長、秘書課長、市民協働部長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課長補佐、市民活動支援課長、スポーツ振興課長、人権・同和政策課長、人権・同和政策課長補佐、人権・同和政策課人権・同和対策係長、再任用の元人権・同和政策課長、経済部長、国際政策課長、経済政策推進室主幹、商工観光課長、福祉部長、福祉部次長、子育て支援課長、生活支援課長、都市建設部長、都市建設部次長、都市計画課長、企業局次長、企業管理課長、学校給食課長、議会からは議会事務局長、合わせて28人とされています。

令和7年度予算編成と関係予算計上に当たり、補助金等交付規則、部落差別解消推進団体補助金交付要綱に基づく検討が行われていないことも浮き彫りになっています。市政をゆがめる部落解放同盟への補助金はきっぱり廃止するべきであります。

飯塚市発注の莫大な支出に関する業者選考に係る責任者である久世副市長が、市議会議員から「立ち話のような格好で、12月議会の反省と、財政困難な状況の中で飯塚市はどうやっていくのかみたいな話をしようと誘われた」などとして、予算編成最終盤の中、1月22日、市内の焼き肉店で、2人だけで会食し、5千円だけ相手に渡したという答弁をしました。

久世副市長の答弁が事実ならば、新体育館移動式観覧席入札官製談合疑惑百条調査特別委員会の証人喚問を拒否して、市議会議長が地方自治法に基づいて告訴し、後に不起訴となった市議会議員と、12月議会の反省と、財政困難の中で飯塚市をどうやっていくのかと、密室で話をしたことになるのではないのでしょうか。

この種の会食の流行はいつから始まり、どこまで市役所内で広がっているのでしょうか。この百条調査特別委員会の委員長報告が指摘した内容について、市役所最高幹部たちはどれだけ受け止めているのでしょうか。このことは、ふくおか県央環境広域施設組合の816億円を投入する新しいごみ処理整備事業の業者選考委員と、施設組合議員との会食という視点から見ても、市民の批判、組合議会の指摘は避けられないのであります。

先ほどから、武井飯塚市長、久世飯塚副市長について述べておりますけれども、コミュニティセンター空調工事の入札で生じた落札率100%、これに関わる談合情報に適切な対応をしなかった事例は、本市の入札制度をゆがめる新たな挑戦に、久世副市長と同じく、武井市長が毅然とした態度を取れないことを示しています。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 令和7年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

議会運営委員会に付託していました「請願第8号」及び「請願第10号」、以上2件を一括議題といたします。

「議会運営委員長の報告」を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

議会運営委員会に付託を受けました請願2件について、審査した結果を報告いたします。

「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」については、紹介議員に出席を求め、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、請願の趣旨に「定期的な意見交換会の開催」とあるが、開催方法等については、どのように考えているのかということについては、開催頻度や場所、内容や進め方については何も決まっていないため、今後、議会においてしっかりと協議して決定する必要があるという答弁であります。

次に、本請願と並行して審査してきた議会基本条例の制定の必要性については、最終的に結論には至っていないが、同条例が制定されないまま意見交換会等の実施が可能であると考えているのかということについては、議会基本条例がなくても意見交換会や議会報告会を実施している議会もあり、必ずしも議会基本条例を制定した上で実施する必要はないと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本件については、賛成多数で、採択すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本請願は談合があったことを断言するような内容となっているが、その疑惑を裏づける証拠等があるのかということについては、請願者本人はそうに言っているという答弁であります。

次に、第三者から談合情報が届き、契約課は飯塚警察署及び公正取引委員会に通報したが、その対応を待たずに談合はなかったと判断し、入札誓約書を提出させたことについては、市の業務怠慢であったのではないかとということについては、飯塚警察署及び公正取引委員会の調査結果は承知していないが、その対応を待たずに事務を進めたことは、事務的なミスか、何らかの疑念が持たれるのではないかとという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、情報提供者は百条委員会であれば証言する意思を示しており、百条委員会以外で事態を究明していくことは不可能であることから、本件に賛成であるという意見や、百条委員会は非常に責任の重い委員会であり、まずは所管事務調査や地方自治法第98条に基づく検査を行うべきであることから、本件に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 藤堂 彰議員。

○ 8 番（藤堂 彰）

私は、「請願第 10 号」に反対の立場で討論をいたします。まずもって、この請願の基になった入札議案に対しては、私は反対をいたしました。私も 100% の入札はよくないと思っております。本請願者の気持ちは理解できますが、本請願には反対いたします。

理由として、本請願の趣旨は、調査が不十分だったため百条委員会を設置してほしいというものです。12 月議会で議案に対し福祉文教委員会で審査され、入札の内容、談合があった際の担当課などの対応を議論しております。以降、新たな情報はありません。そのような中で、百条委員会を設置しても、委員会で話した内容とあまり変化はなく、議論が前進するとは考えにくいと思っております。

そして、現実的に談合の調査となると、役割として、請願の内容を鑑みるのであれば、公正取引委員会が適当だろうと思っております。ただ、今回の問題提起をむげにするのではなく、執行部におかれましては、入札制度のさらなる調査研究をお願い申し上げます。

最後に、私から 1 点申し上げますと、今回、談合が指摘されております。一般的に談合はよくありませんが、そのような話が上がっております。火のないところに煙は立ちません。仮に業界内でそのようなことがあっているのであれば、今後は、勇気を持ってそのお誘いを断るという行動を起こしていただければと思っております。お話をやめれば競争するしかありませんので、このような事態にも陥りません。今回を契機に、業界内で変化があることも同時に期待をしております。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。11 番 川上直喜議員。

○ 11 番（川上直喜）

私はただいまの議会運営委員長報告にありました「請願第 8 号」並びに「請願第 10 号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、「請願第 8 号」は、市民と議員が直接対話や質問をするための定期的な意見交換会の開催を市議会に求めるものであり、賛成です。

次に、コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その 1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める「請願第 10 号」についてであります。コミュニティセンター大規模改修工事は地域活動のセンターとして、また市立図書館の中心にふさわしい施設への改善が期待されています。今年度、約 13 億 8 千万円、総事業費では推計 14 億円をかける工事ですが、それらの設計は曾根設計に委託されています。発注工事は建築工事その 1、その 2、電気工事その 1、その 2、空調工事その 1、その 2、受変電設備工事、給排水衛生設備工事の 8 つでした。この発注の準備に既に市役所の業務怠慢があったのではないかとと思われることがあります。

受変電設備工事では受変電設備、直流電源設備、非常用発電機設備については落札価格 2 億 1758 万円ですが、最低制限価格と同額で入札の 3 者によるくじ引の結果であります。ところが、本市は発注者なのに入れ替えるべき現在の設備について、メーカーがどこであるのか、能力はどういうものか、また、耐用年限はどうかということについて分からないというありさまでした。極めて無責任な状態があったわけです。どうしてこういうことが起こるのか不思議ですよね。

（空調設備・その 1）工事については、中央式空調機器設備工事、空調配管設備工事、空調ダクト設備工事、換気機器設備工事、換気ダクト設備工事、自動制御設備工事、撤去工事がその内訳です。落札価格 4 億 1250 万円は、予定価格と同額で 2 者によるくじ引となっています。入札の経過は、市の説明によれば、10 月 8 日の入札で 2 者の応札価格が予定価格と同額だったため、同一性、規則性、類似性を判断でき、それぞれ事情聴取した上で、公正入札調査委員会に報告をした。10 月 9 日、公正入札調査委員会の開会中に第三者から談合情報が寄せられたため、談合情報等マニュアルに基づいて対処し、応札した業者の関係者を事情聴取、これはそれぞれ

15分程度であります。10月10日、公正入札調査委員会が談合なしと判断したわけです。10月11日に入札誓約書の提出を求めたという経過であります。

この間に実は10月11日の入札誓約書の提出を求める以前に、市役所は飯塚警察署及び公正取引委員会に通報しています。飯塚警察署は正式に受理をしたわけです。ところが、飯塚市役所はその返事を待たずに、10月11日、入札誓約書の提出を求めて、談合はなかったと判断したわけです。この判断が拙速であったことは、10月23日になって飯塚警察署、11月6日になって公正取引委員会が本市に対して聞き取りをしてきた事実からも明らかではないでしょうか。飯塚警察署や公正取引委員会が聞き取りをしてくる前に、飯塚市役所がばたばたと入札を認め、成立させた事務が適正であったかについては、相当の疑義があります。

これを、なぜ百条調査権限を持って議会が調査しなければならないかについては、当初の談合情報提供者が、百条調査権限によって証言を求められるならば出席してよいと言っているとの説明が紹介議員からあったわけです。目の前にある疑惑の所管事務調査とか、百条以外の調査で、今回、事態を究明することは不可能と判断されるため、私はこの百条調査を求める請願に賛成するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」の委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本件は、採択することに決定いたしました。

「請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第10号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

「議案第46号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第46号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

「議案第46号」は、令和7年5月26日付をもって任期満了となります飯塚市等公平委員会委員につきまして、尾上智子氏を、引き続き同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４６号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第４７号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第４７号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

「議案第４７号」は、令和７年５月１６日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、安永卓生氏を、引き続き同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４７号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第４８号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」から「議案第６６号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」までの１９件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第４８号」から「議案第６６号」までの農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、ご説明いたします。

「議案第４８号」から「議案第６６号」までは、令和７年３月３１日付をもって任期満了となります農業委員会委員につきまして、大庭義則氏、淀川貴浩氏、奥野智明氏、深町守史氏、田中一平氏、畠中秀次郎氏、藤井光生氏、江藤義弘氏、谷 義昭氏、田代武巳氏、高木俊巳氏、谷口一峰氏、吉原文明氏、新開 剛氏、畠中五恵子氏、嶋田百合子氏、岡松美由紀氏、岡松千恵子氏、橋本 周氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案１９件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案１９件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４８号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」から「議案第６６号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」までの１９件について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案１９件は、いずれも同意することに決定いたしました。

「議案第６７号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」及び「議案第６８号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」、以上２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第６７号」及び「議案第６８号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明いたします。

令和７年６月３０日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第６７号」は、岩永昌子氏を、引き続き同委員の候補として、「議案第６８号」は、小鶴寿子氏を、新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案２件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６７号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第６８号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第７０号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第７０号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

令和７年３月３１日付をもって任期満了となります副市長につきましては、久世賢治氏を、引き続き副市長として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました久世賢治さんから、挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。久世賢治さん。

○副市長（久世賢治）

ただいま本年4月1日からの副市長選任議案にご同意いただきました久世賢治でございます。誠にありがとうございます。もとより微力ではございますが、武井市長が掲げておられますまちづくりの4つの柱を着実に推し進め、飯塚市の明るい未来につなげていくため、職員一丸となって市長を支え、課題解決に挑み、飯塚市発展のために全力・最善を尽くしていく所存でございます。

市議会議員の皆様、そして市民の皆様も、これまで以上のご理解、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（江口 徹）

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において、指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。議会事務局に、その氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

議会選出各種委員の氏名を発表いたします。国民保護協議会委員に、1番 江口 徹議員、2番 兼本芳雄議員。防災会議委員に、1番 江口 徹議員、2番 兼本芳雄議員、13番 田中裕二議員、17番 吉松信之議員。中小企業融資制度審査会委員に、13番 田中裕二議員。以上でございます。

○議長（江口 徹）

ただいま議会事務局に発表させましたとおり、それぞれの委員に指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり、それぞれの委員に選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第2号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第2号」について提案理由の説明を行います。

「議員提出議案第2号 飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことに伴い、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、文言等の整備を行うため、本案を提出するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第2号 飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第3号」及び「議員提出議案第4号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第3号」及び「議員提出議案第4号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。

本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び文部科学大臣宛てに、「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣及び厚生労働大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第3号 公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第4号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第5号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

それでは「議員提出議案第5号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣及び内閣官房長官宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第6号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第6号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。

「高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく願います。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第6号 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第1号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（白石善彦）

「報告第1号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。

議案書の138ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

本件事故は、令和6年9月24日火曜日、午前9時10分頃、飯塚市相田地内におきまして、環境対策課職員が除草作業中、草刈機による飛び石により駐車中の相手方車両の右側ドアガラス及びフロントガラス等を損傷させたものでございます。

この事故による和解につきましては、市の過失が100%であり、車両修繕料として30万6240円を相手方に支払いするものでございます。

この事故の原因につきましては、除草作業を行う際に十分な飛散防止対策や周辺への状況確認が不十分であり、職員の安全作業への対応に不備があったことによるもので、危機管理意識の改善、事故防止策の指導を徹底し、細心の注意を払いながら業務を行うことで再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。13番 田中裕二議員、19番 田中博文議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これもちまして、令和7年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 3時06分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	江 口 徹	1 5 番	永 末 雄 大
2 番	兼 本 芳 雄	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	深 町 善 文	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	赤 尾 嘉 則	1 8 番	吉 田 健 一
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	田 中 博 文
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	鯉 川 信 二
7 番	藤 間 隆 太	2 1 番	城 丸 秀 高
8 番	藤 堂 彰	2 2 番	秀 村 長 利
9 番	佐 藤 清 和	2 3 番	小 幡 俊 之
1 0 番	田 中 武 春	2 4 番	金 子 加 代
1 1 番	川 上 直 喜	2 6 番	瀬 戸 元
1 3 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	石 川 華 子	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二 石 記 人

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 林 里 美

議事調査係長 渕 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

経済政策推進室長 早 野 直 大

副 市 長 久 世 賢 治

都市建設部次長 中 村 章

副 市 長 藤 江 美 奈

企業局次長 今 仁 康

教 育 長 桑 原 昭 佳

環境対策課長 白 石 善 彦

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 兼 丸 義 経

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

市民協働部次長 内 田 博 茂

公営競技事業所長 松 尾 修 二

